

28修理第1175号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名称

株式会社中部メディカル

事業所の
所在地

三重県四日市市松原町33番5号

事業所の
名称

株式会社中部メディカル

修理区分

動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許可の
有効期間

平成28年3月22日から
平成33年3月21日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

平成28年3月22日

農林水産大臣

森山 裕

